## 産業廃棄物の種類(施行令第2条)

		種類	例
全ての事業活動に伴うもの	1	燃え殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
	2	汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く)、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など注)油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
	3	廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
	5	廃 ア ル カ リ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液 状の全ての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
	9	ガ ラ ス く ず コンクリートくず 陶 磁 器 く ず	ガラスくず、コンクリートくず (11 に掲げるものを除く。)、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど
	10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、 粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
	11	が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
	12	ぱいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって 集められたもの(乾式、湿式は問わず。)
特定の事業活動に伴うもの	13	紙 く ず	以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙 又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版 業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフ エニル (PCB) が塗布され、又は染みこんだものに限る。
	14	木 く ず	以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、バーク類など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木 製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物 品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けの ために使用した梱包用の木材を含む。)並びに PCB が染みこんだものに限る。
	15	繊維くず	以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
	16	動 植 物 性 残 さ	以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあら等 食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料 として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に 係る固形状の不要物
	18	動 物 の ふ ん 尿 (家畜ふん尿)	以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、 七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等(畜舎廃水を含む。) 〔畜産農業に係るものに限る。〕
	19	動物の死体 (家畜の死体)	以下の条件に当てはまる 18 と同様の死体 〔畜産農業に係るものに限る。〕
20	) 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型 化物など) 「13 号廃棄物」		